

質問書に対する回答

業務名：令和7年度サイバーセキュリティ人財育成研修業務

No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要領3 応募資格	応募資格について、「青森県内に事務所または事業所を有する法人又は個人事業主であること」の要件がありますが、青森県内に事務所を有する弊社が応募者となり、実質的な実施者（講師）を再委託で弊社グループ会社とすることは可能でしょうか？	県では、業務委託契約書において、「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」との条項を定める予定です。このため、契約締結後、受注者が再委託の承諾を求めた場合、その可否について判断することになります。
2	募集要領3 応募資格	上記1（再委託）が可能な場合、再委託に関する要件（再委託割合など）はありますでしょうか？	受注者が再委託の承諾を求める際に、再委託の範囲及び内容を明確にする必要があります。それを受けて、発注者はその可否を判断します。
3	募集要領3 応募資格	上記1（再委託）で受託した場合の確定検査時に必要となる資料は何ですか？（例：再委託先からの弊社宛の請求書）	再委託の範囲や内容等により、確認すべき内容が異なるため、現時点で必要となる資料を特定することは困難です。